

○笠井委員 残っているというのが政府の実態調査の結果なんですよ。場所がわかっているんだったら、すぐ解決すればいい。しかも、つかんでいるのは、全体の半数ぐらいのところしかつかんだ実態調査になっていないわけですから、これは本当に放置しちゃいけないわけで、わかっていたらすぐやればいいんです。

この間も、三月三十一日に我が党も提言いたしました。また、政府・各党合同会議の実務者会合にも私、出ながら、繰り返しこのことも言っているんです。そういう点でいいますと、いつまでも同じことを言わせるのかと。国の責任で実態をつかんで、直ちに改善せよと持っていかばいいんですよ、ちゃんと。

そして、希望者全員が入居できる仮設住宅を一刻も早く建設するための民有地の借り上げとか、集落ごとの小規模な用地確保など、必要な土地確保も含めて、国の責任によって取り組みの抜本的な改善強化をしていただきたいと強く求めておきたいと思います。

そこで、福島原発の災害の問題であります。この問題では、新たに計画的避難区域が指定をされて、学校の土壌も放射能に汚染されるなど、今なお拡大し続けております。昨日からは、飯館村、川俣町の山木屋地区から計画的避難が始まりましたけれども、被災者は、いつになったら自宅に帰れるのか、農業ができるのか、牛は家族、別れるのはつらい、事業を再開できるのか、こういう声。そして、先が全く見えない状態で、家族離散と廃業の不安に駆られております。政府は、被災者の不安と苦しみにこたえる責任があります。原発危機の収束にあらゆる努力を注ぐとともに、政治の責任、国の責任で、あすへの希望と展望が持てるようにしなきゃいけないと思うんです。

そこで、これは総理に伺いますが、原発災害の被災者の帰宅の見通しについて、五月四日に双葉町民の避難所を訪問された際に、総理は、原発事故収束に向けた東京電力の工程表、四月十七日では、六カ月から九カ月で安定的な状態になる、年明けの時点で改めてそれぞれの地域がどういう形で戻れるか判断するというふうに説明されました。

しかし、この工程表自体、出されてからもうあしたで一カ月になりますけれども、一号機では、先ほど来ありました、圧力容器内の核燃料の大半が溶融、落下するメルトダウン、こうしたことが判明するなど、次々に起こる困難によって早くもこの工程表の見直しが迫られているところでもあります。

そこで、総理、被災者の皆さんに、現時点で、いつになったらふるさとに帰ることができる、このように説明されるのでしょうか。

○海江田国務大臣 総理は、まさに今委員御指摘になりました東京電力の事態の収束へ向けての道筋、これに基づきまして、第一ステップ、第二ステップございます。四月の十七日スタートでございまして、第一ステップは三カ月、そして、第一ステップが終わりましてから三カ月あるいは六カ月ということで、その第二ステップが収束をいたしますと、これは、もう新たな原子炉からの放射性物質の大気中への放出というのは極力、ほとんど抑えられるだろう、それから炉も安定をしてくるだろうということで、そこに基づいて総理の発言があったわけでございます。

そして、今委員御指摘の一号炉の問題でございます。確かに、一号炉は、当初私どもが考えておりましたフラidding、冠水でございますね、水を圧力容器の上まで持ってきて、そしてその水を冷やして除染をしてまた炉に戻す、こういうやり方はなかなか難しくなりました。

しかし、それにかわって、今、これは間もなく、明日新たに発表になるかと思いますが、基本的には、上の方から水を抜いて、そして、今お話をした循環をするということではできなくなり

ますが、相変わらず炉を冷やすために水を入れ続けますので、その水が下の方にたまりますので、その下の方から抜いて回すというやり方、これは一つ考えられます。

それからもう一つ、下の方に水がたまります。今はまだ地下水の水位の方が高いところにございます。ですから、まだ地下水に溶け込むということはほとんどないわけでございますが、やはりその危険性もございますので、地下水に対するしっかりとした遮への工事を行う。しかしこれも、当初考えました第一ステップをしっかりと守って、その中でこの新たな追加的な工事を行わなければいけないということでございますから、基本的に、この四月の十七日に定めました日程というのは変更がないものと考えております。また、そのようにしなければいけないと思っております。

○笠井委員 変更がないと言われても、大変な困難が相次いでいるわけです。

では、そこで東電の清水社長に伺いますが、原子力安全・保安院の説明によりますと、東電が出された工程表のうち、原子炉の冷却の最初のステップ1においてさえ、一号機の燃料域上部まで水を満たすことにも、熱交換機能の検討、実施にも、実施の見通しが立っていない。さらに、二号機には着手していなくて、細野補佐官は昨日、むしろ心配なのは三号機とまで言っております。

東京電力は、あす工程表の見直しを発表するということではありますが、どこが問題で見直すのか。では、当初言っていた六カ月から九カ月で収束ということに変わりはないのか。それとも、さらにずれ込んで、長期にわたる可能性もあるのか、否定できないのか。その点はいかがでしょうか。

○清水参考人 工程の見直しというお話でございます。

ただいま経済産業大臣からも御答弁がございましたとおり、一号炉等につきましては、燃料が溶融して压力容器の下に落ちているという状態でございますが、原子炉への注水によりまして、安定的な冷却状態が保たれているということから、六カ月から九カ月後の冷温停止に持っていきたいということで、一応、工程をしっかりと守っていききたい、このように考えております。

今お話がございました二号機、三号機につきましても、あらかじめ示した道筋に沿いまして、きっちりとその工程どおり達成していききたい、全力を傾けていききたい、このように考えておるところでございます。

○笠井委員 守っていききたい、全力を挙げていききたいと言われながら、実際には困難な事態が新たに起こっているわけですよ。そのときに、最初つくるときとは違う事態が起こっている、それでも守っていききたいという願望だけ言われるというのは、私は極めて無責任な態度だと思います、さんざん被災者に大変な思いをさせているわけですから。

それでは、いよいよですが、総理にちょっとお答えいただきたいんです。

大体、東京電力が発表した工程表というのは、原子炉とその施設内にどのような事態が起こっているか、その全貌をつかまないうちに作成されたものであります。掲げられた収束策なるものも、それを実行する裏づけも根拠も示されていないものであります。そのことは何より、その後の事態が証明しております。政府が東電に危機収束の工程表づくりをいわば丸投げして、それを追認するというのはこういうことになる。到底、責任ある態度とは言えないと思います。

我が党は三月三十一日、党首会談で総理に対して、政府として責任を持って原発事故収束の戦略と展望を示すべきだ、こう提起いたしました。政府として、やはりこういうようなことが起こっているわけですから、原発危機収束の戦略と展望について、今回の事故に関するあらゆるデータを直接全面的につかんで、裏づけと根拠を示して、責任を持って明らかにする。そして、被

災者の皆さんにも、いつごろまでには帰れることを判断できるということで、しっかりとやはり言う必要があるんじゃないですか。ここは総理、いかがですか。

○菅内閣総理大臣 先日、一号機で燃料棒よりも極めて低い位置に水位があるという報告があり、それを考えてみると、相当早い時期に燃料棒が溶けて、東電の言葉で言えばメルトダウンという言い方になっている、そういう認識が示されました。そのこと自体は、当初は、まだ水が燃料棒の三分の二程度のところに水位があるというふうに推測をされていたこととは大きく違うわけがあります。

ただ、幸いにしてというか、これは言葉は気をつけなきゃいけません、申し上げると、どちらの場合にも、何よりも重要なのは水を注入することが重要だ、こういう認識のもと、当初の想定でもずっと水を入れ続けてきましたし、そして新たな想定のもとでも、水を注入していることによって、結果として、燃料棒が崩れ落ちた状況にあると思われすけれども、それ自体が水がかぶっていて、一号機では温度もかなり低い水準でこの間安定をいたしている、こういう状況だと報告を受けております。

そういう意味で、今も東電の社長のお話もありましたが、あるいは海江田大臣のお話もありましたけれども、結果として、ステップ1、ステップ2の最終的な状況、四月十七日から数えて六カ月から九カ月という状況は守っていけるのではないかという見通しを示していただいております。

また、あすにも一カ月たったところでの改定された工程表が東電からも発表されると、並行して、政府としてもそういうものと相まった、まさに退避されている人などに対してどの時期にはどういうことが言えそうかということを含めた、政府としての工程表も提示をいたすことにいたしております。

いずれにしても、いろいろな形で御心配をかけておりますけれども、最初六カ月―九カ月でしたから、今日からいけばあと五カ月から八カ月の間、八カ月という年明けになりますけれども、そのころまでには冷温停止状況で新たな放射能がほとんど発生しない、大幅に抑えられている状況に持って行って、そしてその段階では、避難されている皆さんに、どの地域であればいつごろまでにどういう行動がとれる、そういうことを申し上げることができる、そこまで全力を挙げて努力したい、このように考えております。

○笠井委員 ステップを守っていけるのではないかというような話とか、そういっても国民は、被災者の皆さんは、これでは、いろいろなことが起こっているのは大丈夫かということになるわけですよ。やはり、国がちゃんとこの問題についても事態を全面的にデータも含めて掌握して、やって、責任を持って示さないといけないことだと思います。

被災地では、この間、総理周辺から十年、二十年は人が住めないなどという無責任な発言が伝えられたこともあって、もう二度と戻ることにはできないという声も聞かれております。正確で丁寧な情報発信とともに、大まかでも、ふるさとに戻れる見通しを示す責任が政府にあるということ強く申し上げたいと思います。

そこで、原発被害の被災者は、生活の糧を奪われて、不自由で不安な避難生活を強いられ続けて、これからのなりわいの展望も持てずにおられます。

そこで、東京電力の清水社長に伺います。

この被害に対して東京電力はどういう賠償責任を果たすんですか。

○清水参考人 お答えいたします。

まず補償の問題だろうと思いますが、一つは、御案内のとおり、避難者に対する仮払いという

のを現在進めております。既に、五月十三日現在で申し上げますと、約五万件の御請求を受けまして、そのうち約一万件の振り込みを完了させていただいております。引き続き、早期のお支払い完了に向けて対処してまいりたいと考えております。

それから、今後の補償という意味では、農林漁業の方々あるいは中小企業の方々等のお話もございます。これも御案内のとおり、五月十二日の政府の決定を受けまして、農林漁業者の方々がこうむった被害について、仮払いが実施できますように、五月末ごろまでに仮払いを開始することを目指して早急に関係事業者団体の方々と調整を進めてまいります。また、中小企業者の方々の損害につきましても、これは極めて多種多様な実態があるということも踏まえまして、関係する中小企業団体等と協議を開始させていただき、円滑な仮払いの実施に向けた取り組みを早急に進めてまいりたい、このように考えております。

○笠井委員 被災者の皆さんの気持ちを本当にわかっているのかと私思うんですよ、社長。今言われましたけれども、本当に真摯な反省の上に立って、責任を持って一刻も早くというふうに感じられないんです。仮払いだって、四月二十六日から始まったんですよね。もう半月たっていますけれども、五万件の申請のうちまだ一万件という話でしょう。農業や漁業に対してだって、五月末ごろまでには始められるという話でしょう。どれだけ待たされているという話になるのかと思うんですよ。中小企業だって、まだちゃんとやるとなっていない。事故を起こしたまともな反省も責任も、私、真剣なものが感じられないように思います。

東電の役員の報酬についていろいろ議論があります。社長と会長の報酬について、海江田大臣は当初、五〇%カットして三千六百万円ぐらい残る、それはちょっとおかしいというふうに言われました。半分カットして三千六百万円ということは、利用者から電気料金を取って、七千二百万円ももらっていた。そんな企業が大事故を起こして、たくさんの人たちを路頭に迷わせている。東電やそれから関連会社の作業員、社員の皆さん、今本当に、被曝の恐怖と闘いながら、命がけの作業をしていますよ。そういう中で、劣悪な環境のもとに置いて、そしてついに命まで奪われるということが起こった。そういう東電の経営陣の姿勢、だから国民は怒り心頭だと思うんですよ。

総理、福島原発の災害は、安全神話にどっぷりつかって、警告を無視しながら安全対策を怠ってきた東電と歴代政府によってもたらされた人災であります。災害については、全面賠償を東京電力に行わさなきゃいけない。全面賠償というのは、原発事故がなかったらあったであろう収入と現実の収入との差をすべて賠償するということでもあります。この原則を明確にして、それを必ず行わせるということを国としてしっかりと誓約する、被災者の皆さん、被害者の皆さんに誓約する。これは、総理大臣、国策でやってきたことですから、総理、そのことはしっかりとやらせる、そういう立場を明確に言っていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○海江田国務大臣 この件につきましては、公正な立場から紛争を解決する審査会が既にでき上がっております。そして、せんだって四月の二十八日だったと記憶しておりますが、まず第一次の指針を出したところでございます。これから第二次あるいは中間報告ということで、できるだけ早くお願いをしておりますが、公正な立場からしっかりと指針を出していただきまして、それに基づき、私どもは、一日も早く東京電力はしかるべき責任を果たしていただきたい、そして国もそれに対するしっかりと支援を行っていききたい、そのように考えております。

○笠井委員 総理、この事故によって被害が起こったことについて、きちっと全面賠償する、こは、審査のことをいろいろ言われましたけれども、立場として、ちゃんとやるんだ、やらせる

んだということについてはよろしいですね。そこがなかったらちょっと話が始まりません。

○菅内閣総理大臣 今、全面賠償という言葉が笠井委員からいただきました。私は、趣旨は同じだと思いますが、原発事故と相当因果関係が認められる損害についてはすべて賠償する、それは一義的には東電の責任であるけれども、政府も、原子力政策を進めてきたということも含めて、適切な賠償が行われるように責任を持って対応する、そういう考えでありますので、基本的には笠井委員の御指摘と同様の考えだと申し上げていいと思います。

○笠井委員 福島原発事故を一刻も早く収束させる、そしてきちんと賠償するということとあわせて、今回のような大事故を再び繰り返させない、そうした国の責任を果たすことが何より重要だと思います。

今回の福島原発事故を踏まえて、今般、中部電力は、総理の要請に基づいて、浜岡原発のすべての原子炉を停止する措置をとりました。我が党はかねてから、東海地震の想定震源域の真上にある浜岡原発の運転を停止するように強く求めてまいりました。私自身も視察に行ったことがありますけれども、今回の運転停止の措置自体は当然のことだと思います。しかし、問題は、総理の要請のように、一たんとして、防潮堤設置などの津波対策をやれば安全は確保されたとして運転の再開を認めていいのかどうかということでもあります。

まず、原子力安全・保安院に確認したいと思います。津波対策そのものでありますけれども、保安院の言う巨大地震に付随した極めて大きな津波への安全対策というのは、今の時点で、福島第一原子力発電所と同程度の津波を受けた場合、つまり十五メートルの大津波が来ても深刻な事態にならない、大丈夫だという対策ということで理解してよろしいですか。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。

今般実施いたしておりますいわゆる緊急安全対策におきます中長期対策におきます津波高さの想定は、今回の東京電力福島第一原子力発電所に襲来しました津波の高さを踏まえたものを念頭に置いてございます。東京電力の福島第一原子力発電所におきましては、今般の地震に伴いまして約十五メートル程度の津波が襲来したというふうに認識してございますけれども、これは、同発電所におきます土木学会の津波高さの評価値であります五・五メートルを九・五メートル上回るものでございます。

したがって、各電気事業者におきましては、各地点の土木学会による津波高さの評価値にこの九・五メートルを加えまして、さらに津波の高さを十五メートルを一つの上限として考慮し、その津波の対策を講じること、そのようにしたものでございます。

○笠井委員 そうしますと、総理、そういう対策をとって、浜岡原発に福島原発事故のときの大津波以上のさらに巨大な大津波が来ないという保証はあるのでしょうか。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。

各地域の津波の高さでございますけれども、ただいま申し上げましたように十五メートルを一つの上限としてございますけれども、それを上回る津波につきまして、その可能性は論理的にはゼロということはないと思いますけれども、今般は非常に高い津波、十五メートルということでございますので、そういう意味合いでの十五メートルというものを一つの目安としたもの。

いずれにいたしましても、津波対策につきましては、今般のその検証、そういった作業の中でしっかりと考えていくべきものと考えてございます。

○笠井委員 論理的にゼロじゃないとかいう話じゃないんですよ。だって、何の科学的根拠もないですよ。想定を超えた事態が起こったと言っているのが今回の福島の場合でしょう。だから、これまで起こったものよりもそれ以上のことが起こらないなんてことは、あり得ないということはいえないはずなんです。最悪に備えるというのが今回の教訓じゃないですか。

しかも、東海地震に伴う浜岡原発の耐震安全対策そのものについてもどうかと見ますと、では保安院にもう一つ確認しますけれども、原発の耐震性について、二〇〇六年に発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針というのが改定をされました。これに基づいて、中部電力は、浜岡原発の三、四、五号機に関する耐震安全性評価結果報告書というのを、二〇〇七年に三号機、四号機、そして五号機については二〇〇九年に提出しておりますが、保安院として、この中電の提出した耐震の報告書についての評価をバックチェックする、つまり、これでいいかどうかというのをバックチェックする作業というのはもう終わったんですか。

○寺坂政府参考人 委員御指摘のとおり、新耐震指針に基づきますいわゆる耐震バックチェックを実施中でございます。

中部電力からの報告は受けてございますけれども、耐震指針の後の新潟県中越沖地震、あるいは一昨年駿河湾におきます地震、そういったものも踏まえた調査などを行っている、そういったものもございまして、報告は受けておりますけれども、まだ国としてのバックチェックの作業は終了はしてございません。

○笠井委員 だから、終わっていないんですよ、総理。福島原発を含めて、その事故前の指針に照らしてさえ、保安院のバックチェックは終わっていないと。つまり、浜岡原発は耐震設計上も大丈夫という結論は保安院自身出してないんです、作業中と。

でも、海江田大臣は、今回の浜岡原発の停止に伴う九日の談話の中で、浜岡原発の耐震安全対策はこれまで適切に講じられている、一連の津波対策を講じれば再起動するのに十分な安全性を備えると今から言っちゃったんですよ。しかし、そうした対策だけで東海地震に対して安全だという客観的な保証はどこにもないと、保安院自身は、耐震についてまだ、オーケーしていい、これで結構と言ってない。

絶対安全でないと動かさない、停止要請というのはそういう政治判断だということを総理も繰り返し言われてきました。そうおっしゃるなら、浜岡原発で中部電力がやろうとしている津波対策だけで再開よしとは到底ならないんじゃないでしょうか。これは要請をされた総理に伺いたいと思います。

○中井委員長 海江田経産大臣。(笠井委員「何で総理要請なのに海江田さんがやるんですか」と呼ぶ) いや、再開はこっちだから。

○海江田国務大臣 まず、福島でああした大変厳しい事故が起きました。そして、やはりこれに対して必要最低限の緊急的な保安の確保、安全の確保はやらなければいけないということで、三月三十日の指示を出したところであります。そして、それについてははっきり行われておりました。

しかし、浜岡の場合は、まさにこれは、私がわざわざここで言うよりも、委員つとに御案内だろうと思いますけれども、やはり地震そして大きな津波の逼迫性というものがありますから、先ほど防潮堤のお話がありました。防潮堤だけではありません。防潮堤だけではございません。それは……(笠井委員「地震対策は入ってないですよ。などと言ったんですから。だけなんて言ってないですよ」と呼ぶ) 話しているときにそこから言われると。防潮堤だけではありませんで、

幾つかの建屋の、とりわけ重要な、電源の入っております建屋の水密性の問題でありますとか、そういう総合的な、やはり中長期的なことについてもやっていただかなければ動かすわけにはまいりませんという形である判断を下したわけでございます。

そして、これから先の問題でございしますが、バックチェックという考え方は一つございます。ただ、これは従来からかなり時間がかかっている、その後に次から次へといろいろな事象が起きておりますので、バックチェックで、まさに事後的にチェックをするのか、それとも、今度の福島発電所の事故で大変いろいろな経験、いろいろな知見が得られますので、それを盛り込んだ安全性の基準ということもまた考えて、どちらの方がよろしいのかということで、今それを考えているところでございます。

○笠井委員 要するに、津波対策はやっているけれども、地震対策はまだちゃんと評価が終わっていないからできていない、やっていないわけですよ。それには時間がかかると言いますが、その間に大津波や大地震が来て事故が起こったら元も子もないわけでしょう。そういう問題なわけです。

総理はまた、浜岡原発は三十年以内にマグニチュード八程度の想定東海地震が発生する可能性が八七%ととりわけ高いから要請したと言われましたけれども、浜岡以外の原発については、近く大地震が起こる確率は低いことを理由にして、心配ないということで、運転停止を要請する考えはないことを言われました。

しかし、その点でも、そもそも福島原発自体、三十年以内に震度六強以上の地震が起きる確率はことし一月一日時点でも〇・〇%とされていたわけでありまして。それでも大変な原発災害が起こった。地震列島日本のどの地域でも大きな地震が起こり得ることを示したのが今回の事故であります。

総理が国民の安心、安全のために浜岡原発の停止を要請したというなら、それ以外の全国の原発には一切停止を要請しないということにはならないんじゃないか。日本列島のどこにでも大地震と大津波は起こり得る、その危険性が絶対ないと断言できる原発は一つもないんじゃないですか。ここはないとかと言えるところはありますか。

○菅内閣総理大臣 同じ繰り返しになりますけれども、この地球が生まれて四十六億年になりますので、その間いろいろな地殻変動があって、今日の地球になっているものと思います。ですから、その四十六億年間を考えてみれば、どういうことがこれから先起こるかということは、これは本当のところ、だれにもなかなか想像はできません。

そういう中で、政府の責任者という立場からして、今回の想定される東海地震というものについては、文科省の地震調査本部などによってそうした緊迫性が指摘をされている、そういうことと、言うまでもありませんが、今回の東電福島原発の事故ということ踏まえて、ここは、そうした地震の起きる緊迫性、切迫性が高いという判断をベースに運転停止を要請したわけでありませぬ。

そういった意味で、今申し上げましたように、地球のすべての変化をこれから先予測することはできませんけれども、私としては、やはり政府という立場で考えたときに、そうした政府が提示をしている切迫性を持った地震というものの予測に対しては、国民の安全と安心のために停止を要請することがこれまた必要性が高いということの判断のもとで要請をさせていただいたということでもあります。

○笠井委員 だれにもわからないなんていうことを言っちゃだめですよ。だって、最悪に備えなきゃいけないというのが今回の教訓じゃないですか。

浜岡については対象として、ほかはやらなくていいなんてことにはならない。国民の安心、安全のために浜岡原発は一たんとめることは要請するけれども、福島原発事故並みの津波対策さえとれば再開よしとして、それ以外の原発は停止を要請しなくても大丈夫ということになるんです。総理を先頭にしてそんなお墨つきを与えることになれば、総理自身が、原発安全神話は根本から崩れたと先ほど言われましたけれども、そう言いながら、みずからまた新たな安全神話をつくっていることになるんです。

今こそ、この世界有数の地震国、津波国に原発を集中立地させるという危険、異常さ、これをしっかり踏まえながら、安全神話ときっぱり決別して、東海地震の震源域の真上の浜岡原発の永久停止、廃炉はもちろんですが、原発政策そのものを根本的に転換すべきだと思います。

そこで、最後の質問です。

総理は五月十日の記者会見で、電力に占める原発の比率を五割に高めることを軸にした昨年六月のエネルギー基本計画について、白紙に戻して議論する、再生可能エネルギーを基幹エネルギーの一つに加える、省エネ社会をつくっていくというふうに表明されました。

今、今回の事故を通じて、やはり、そもそも原発というのは本当に科学的にも技術的にも未確立だ、そういうものが未熟であるということが非常にはっきりした。そして、この問題を通じて、地震国に安全神話でやってきたという大問題が明らかになったわけでありますから、そうであるなら、今こそ、今回の事故の教訓に立って、原発推進から撤退への転換のときではないか。

政府が、原発に依存する政策から撤退をすると政治的に、戦略的に決断すること、原発をゼロにする期限を決めたプログラムをつくることを提起したいと思うんです。そして、再生可能エネルギーの開発と低エネルギー社会への移行のために最大限の知恵と力を注ぐべきときではないか、戦略的、政治的にそういう判断をすべきじゃないかと思うんですが、国策にかかわることですので、最後の質問、総理にお答え願いたいと思います。

○菅内閣総理大臣 今言われた特に後半部分、つまりは、自然エネルギー、いわゆる再生可能エネルギーと省エネの技術をさらにさらに高めることは、これは我が国のエネルギー政策にとって重要だということと同時に、世界に向かってそういう技術を持って成長を目指して頑張っていく、さらには、地球の温暖化も防ぎながら、そして安全なエネルギーを世界においても確保していく、その貢献にもつながってくる、このように思っております。

その上で、前半のことを申し上げれば、今回の事故を踏まえて、まず原子力の安全性について徹底的にこの事故を含めて検証し、より安全な原子力のあり方というものについてしっかりと考えていく、このこともあわせて必要だ、このように思っているところであります。

○笠井委員 原子力の安全性の確保と言われますが、何よりも、今の原発技術というのは本質的に未完成で危険だということを今回の事故は示しました。そういう点では、エネルギー政策の抜本的転換、それに踏み出す、そのために、安全の問題だと言うなら、推進とそれから規制のところで完全に分離独立した世界の原子力の規制機関をちゃんとつくる、これが必要だということをお願いして、質問を終わります。